

総論

第3章 基本構想



第3章 基本構想

1 基本理念

わが国では、増加し続ける高齢者人口は今後も増え続けることが予想され、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上になることから、75歳以上の人口は約2,200万人となり、4人に1人が75歳以上という時代が目前にせまっています。一方、支える側の現役世代は減少していくことが予想され、社会保障費の負担増加が懸念されており、効果的な施策が必要となっています。

本計画では、第7期まで「みんながふれあい ささえあい とともに健康で笑顔あふれるまち みさと」を基本理念と定め、「自立した生活の推進」、「ささえあう地域づくりの推進」、「安心して生活できる地域づくりの推進」を重点目標に様々な施策の推進に努めてきました。

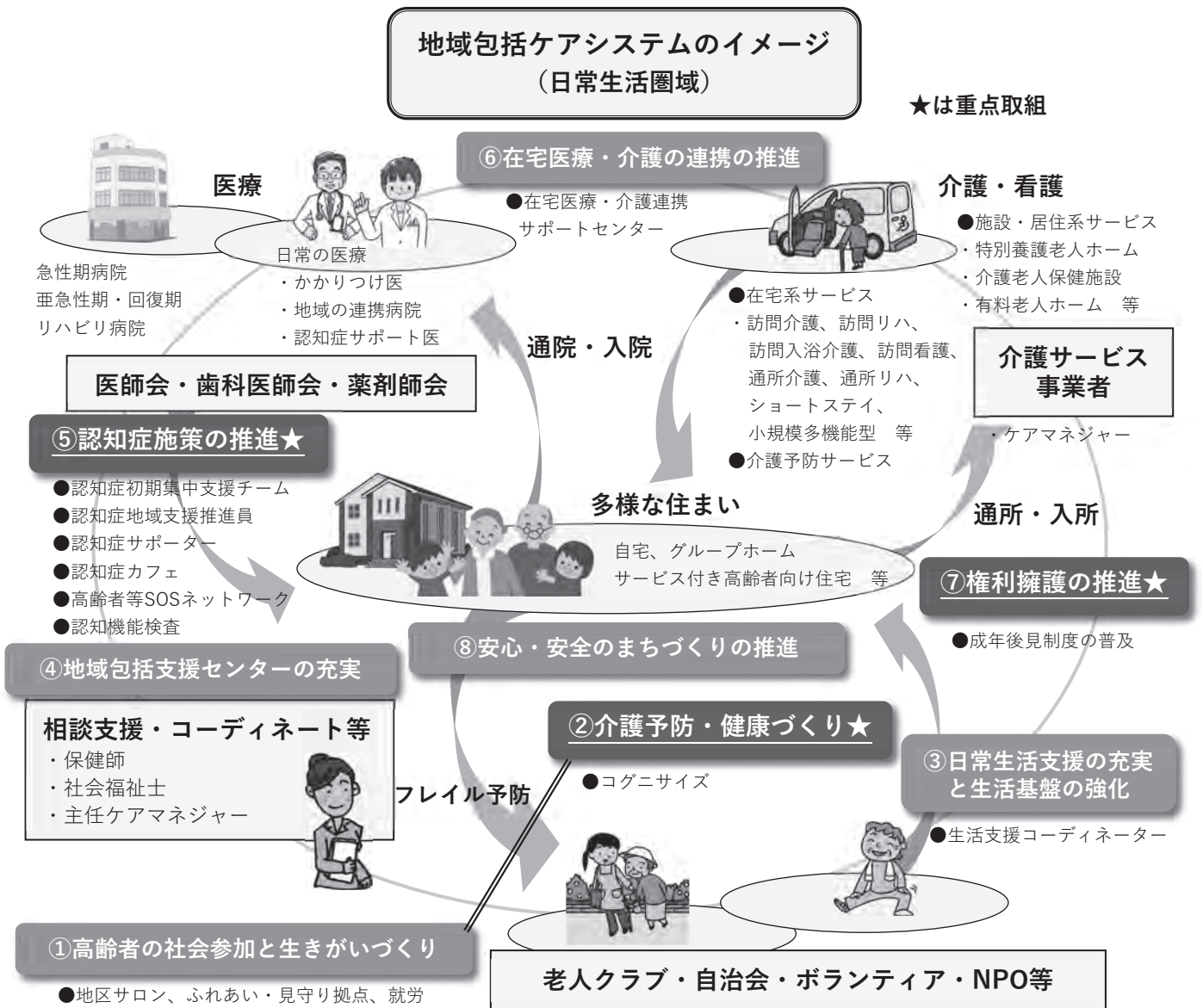
第8期においては、基本的な事業はそのまま継続し、新たに高齢者の介護予防の観点から、フレイル予防の推進を重視し、運動や食により高齢者自らが生活習慣を改善する健康づくりを推進、健康寿命の延伸を目指します。また地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進についても注力し、介護人材の確保、地域ボランティアの活性化など地域のかや民間のかを活用し、高齢者を支える環境の整備を進めます。さらに認知症対策についても引き続き推進を図り、新たに高齢者の権利擁護についても広く発信し周知啓発を行い、虐待の防止、成年後見制度の定着を目指します。

また、「支える側」及び「支えられる側」という従来を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会（色々な生活困難を抱えた人間を社会的に排除しない社会）の実現及び従来の「対面」による支え合いのみならず、インターネットなどの活用による距離に依存しない支え合いの実現に向けて、「みんなで ささえあい とともに健康でくらせるまち ～地域包括ケアシステムのさらなる推進～」を基本理念にすえ、高齢者のニーズ等を的確に捉え、将来の三郷市を見すえた地域包括ケアシステムのさらなる推進に努めていきます。

基本理念

みんなで ささえあい とともに健康でくらせるまち
～地域包括ケアシステムのさらなる推進～

【地域包括ケアシステムと第8期計画における⑧つの施策の方向性のイメージ】



※厚生労働省の地域包括ケアシステム図をもとに三郷市が編集

※地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのことをいいます。

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、3つの基本目標を掲げます。

1. 健康で自立した生活の推進

高齢者がいつまでも元気で自立した生活を過ごすためには、高齢者自身が心身ともに健康な状態が少しでも長く続くように努め、フレイルにならない、要介護状態にならない、または病気などの重症化を防ぐことが重要です。そのためには高齢者自身が健康づくりやフレイル予防についての知識を持ち、自身の健康状態を把握し、フレイル状態にならないよう、生活習慣の改善を若い時期から実践することや、精神的に地域社会とつながりを持ち、精神的にも充足した生活を送ることが必要です。様々な施策や支援により、高齢者の健康的な生活への支援、健康寿命の延伸を目指します。



2. 地域で支え合える体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で一人ひとりが自分らしい暮らしを続けていくためには、地域で支え合える関係性の構築が重要です。高齢者においては健康への不安や認知症に対する不安など、生活を送るうえで多くのリスクを抱えています。そのようなリスクの多い高齢者に対しては日常生活支援に関する事業の充実を図ります。

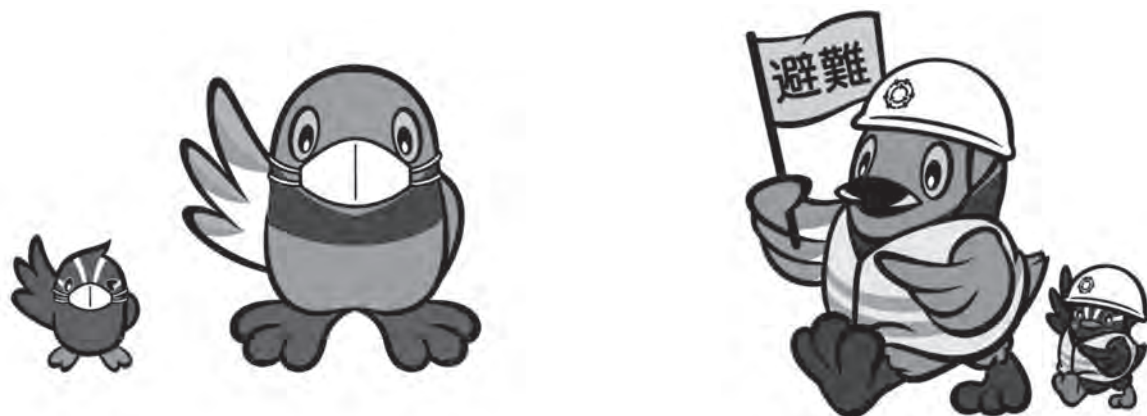
また、見守りなど多くのサポートを必要とする認知症高齢者のケアに対しては、地域全体で支え合える環境の整備を進めるとともに、医療的ケアを必要とする高齢者に対しては、在宅医療介護連携サポートセンターを中心に医療と介護の連携体制の強化を進めます。



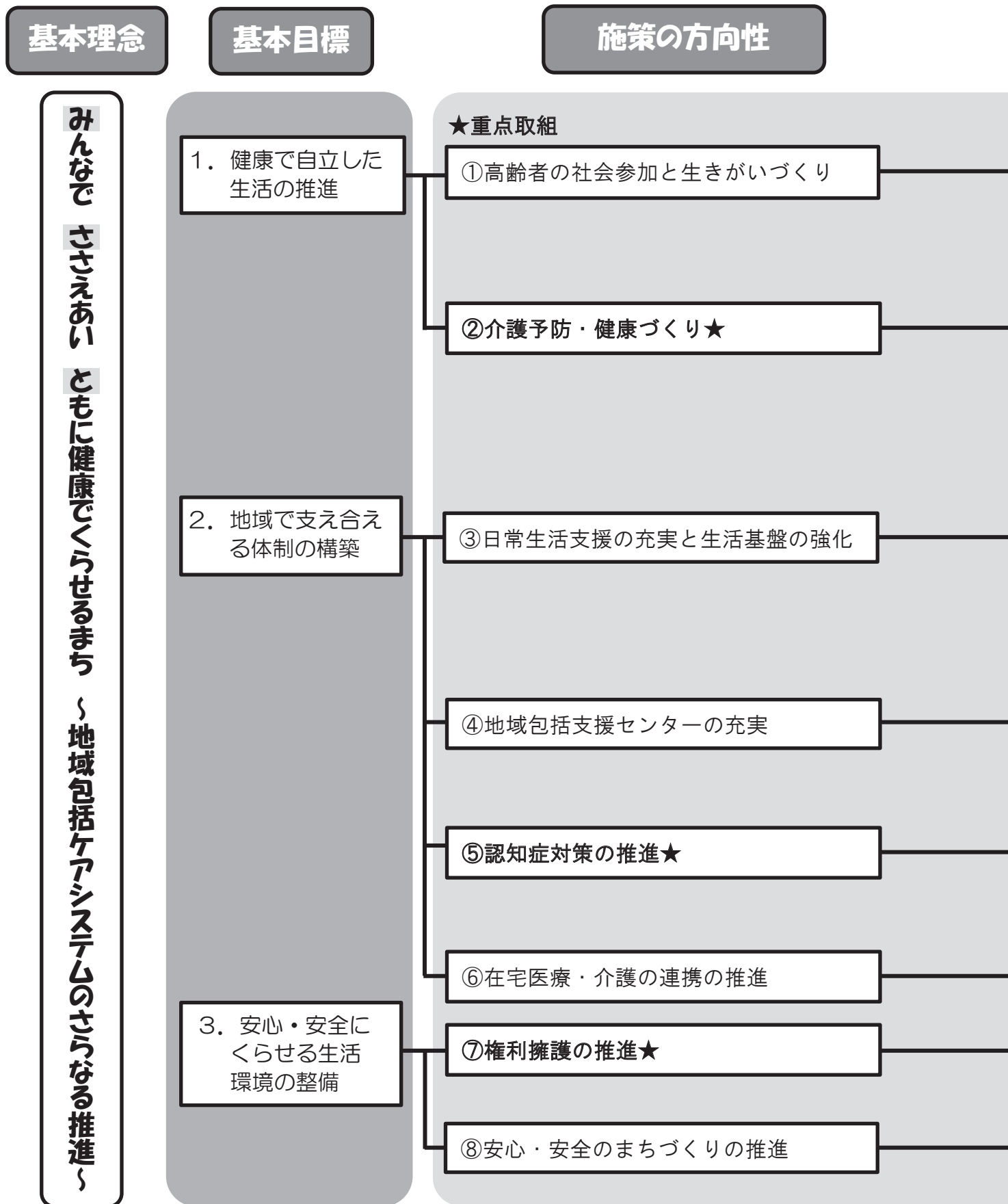
3. 安心・安全にくらせる生活環境の整備

高齢者のみならず、障がい者や子どもなどすべての人が地域で安心、安全にくらすためには生活環境の整備や地域における様々なリスクへの対策が必要です。歩行者の誰もが安心してスムーズに移動できるユニバーサルデザインによる生活環境の整備、近年の大規模自然災害の増加や感染症へのリスクに対する防災・感染症対策、高齢者を狙った犯罪に対して防犯対策の推進を図ります。

また、高齢者への虐待や犯罪などについても成年後見制度の普及をはじめとした高齢者の権利擁護についての諸制度を整備し、利用の推進を図ります。



3 施策の体系図



施策

フレイル予防の推進

一体的
実施

- 1. 地域との交流や生きがいづくりの支援
- 2. 社会活動への参加の促進・担い手の養成
- 3. 高齢者の就労支援

- 1. 健診等を通じた健康づくりの推進**
- 2. 運動を通じた健康づくりの推進**
- 3. 介護予防事業の推進**

- 1. 生活支援サービスの充実
- 2. 生活支援体制の整備
- 3. 地域の活動による支援サービスの整備
- 4. 介護者（ケアラー）支援のための取組
- 5. 高齢者の住まいの確保

- 1. 地域包括支援センターの機能強化
- 2. 地域の関係機関の連携推進

- 1. 認知症の発症を遅らせる取組の推進**
- 2. 認知症の早期発見・早期対応**
- 3. 認知症の人の本人の視点に立った「認知症バリアフリー」の推進**

- 1. 地域における医療と介護の連携強化

- 1. 成年後見制度等の普及と推進**
- 2. 高齢者虐待の早期発見、相談体制の充実・強化**

- 1. 生活環境の整備
- 2. 防犯・防災体制・感染症対策の強化

各論へ

4 数値目標の設定

本計画の今後の施策の実施にあたり、第8期から以下のように数値目標を設定し、各施策に対する効果の把握に努めます。

	目標項目	現状値 (令和元(2019)年度)	目標値 (令和5(2023)年度)
総合的な指標	健康寿命の延伸※1	(H30)男性：16.98年 女性：19.67年	男性：17.70年 女性：20.31年
	いきいきシニア率※2	85.2%	維持
	フレイルの認知度※3	19.0%	50.0%
事業の指標	老人福祉センター 利用者数(延べ人数)(年間)	97,247人	108,900人
	シルバー人材センター 就業者数(延べ人数)(年間)	115,274人	124,900人
	シルバー元気塾 参加者数(延べ人数)(年間)	22,279人	23,400人
	コバトン健康マイレージ 65歳以上の登録者数	1,804人	3,000人
	通いの場等へのオーラルフレイル予防に関する専門職の派遣回数(年間)※4	8回/年	増加
	地域での活動の会・グループのいずれかに参加している65歳以上の割合※5	64.3%	増加
	地域ケア会議 事例検討件数(年間)	13件	30件
	地域包括支援センターの認知度※6	65.9%	増加
	認知症サポーター養成講座 小中高校での開催校数(累積)	5校	25校
	認知症機能検査 実施件数(年間)		200件
	認知症予防教室(コグニサイズ等)参加者数(実人数)(年間)※7		500人
	在宅医療介護連携サポートセンター 相談件数(年間)	599人	900人
	市民後見人養成研修(実践編) 修了者数(実人数)(累積)		25人

※1 65歳からの日常生活に制限のない期間の平均年数の延伸) ※埼玉県の指標による

※2 「いきいきシニア率」=「100%」-「要介護・要支援認定率」

※3 「日常生活圏域ニーズ調査」の「設問5の問8 フレイルをご存じですか」において、「はい」と回答した割合

※4 「通いの場等」とは、地区サロン及び老人福祉センターを指す

※5 「日常生活圏域ニーズ調査」の「設問5の問1 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか」において、(1)～(8)のいずれかにおいて、「年に数回」「週4回以上」「週2～3」「週1回」「月1～3回」「年に数回」と回答した割合

※6 「日常生活圏域ニーズ調査」の「設問9の問6 地域包括支援センターを利用したことがありますか」において、「利用したことはない」「無回答」となった割合を100%から差し引いた割合

※7 「コグニサイズ」とは、国立長寿医療研究センターが開発した認知症予防運動のことで、軽い運動をしながら頭で計算やしりとりをします。コグニサイズの目的は、運動で体の健康を促すと同時に、脳の活動を活発にする機会を増やし、認知症の発症を遅延させることです。